

改正案	現行
<p>（対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等に係る顧客分別金信託の要件）</p> <p>第四百四十一条の二 前条の規定にかかわらず、対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等に係る顧客分別金信託（以下この条において単に「顧客分別金信託」という。）に係る契約は、次に掲げる要件のすべてを満たさなければならない。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 金融商品取引業者等が次に掲げる要件に該当することとなった場合には、弁護士等である受益者代理人のみがその権限を行使するものであること（当該受益者代理人が、他の受益者代理人が権限を行使することを認める場合を除く。）。</p> <p>イ～ホ （略）</p> <p>へ 内閣総理大臣が、裁判所に対し、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）<u>第三百七十七条</u> <u>第一項の規定による更生手続開始の申立て</u>、<u>同法第四百四十六条第一項の規定による再生手続開始の申立て</u>又は<u>同法第四百九十条第一項の規定による破産手続開始の申立て</u>を行ったとき。</p> <p>ト （略）</p> <p>五〇十五 （略）</p>	<p>（対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等に係る顧客分別金信託の要件）</p> <p>第四百四十一条の二 前条の規定にかかわらず、対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等に係る顧客分別金信託（以下この条において単に「顧客分別金信託」という。）に係る契約は、次に掲げる要件のすべてを満たさなければならない。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 金融商品取引業者等が次に掲げる要件に該当することとなった場合には、弁護士等である受益者代理人のみがその権限を行使するものであること（当該受益者代理人が、他の受益者代理人が権限を行使することを認める場合を除く。）。</p> <p>イ～ホ （略）</p> <p>へ 内閣総理大臣が、裁判所に対し、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）<u>第四百九十条第一項の規定による破産手続開始の申立て</u>を行ったとき。</p> <p>ト （略）</p> <p>五〇十五 （略）</p>

2 (略)

(顧客区分管理信託の要件等)

第四百四十三条の二 前条第一項第一号に規定する金銭信託（以下「顧客区分管理信託」という。）に係る契約は、次に掲げる要件のすべてを満たさなければならない。

一～三 (略)

四 金融商品取引業者等が次に掲げる要件に該当することとなった場合には、弁護士等である受益者代理人のみがその権限を行使するものであること（当該受益者代理人が、他の受益者代理人が権限を行使することを認める場合を除く。）。

イ～ホ (略)

へ 内閣総理大臣が、裁判所に対し、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第三百七十七条第一項の規定による更生手続開始の申立て、同法第四百四十六条第一項の規定による再生手続開始の申立て又は同法第四百九十条第一項の規定による破産手続開始の申立てを行ったとき。

ト (略)

五～十五 (略)

2～4 (略)

2 (略)

(顧客区分管理信託の要件等)

第四百四十三条の二 前条第一項第一号に規定する金銭信託（以下「顧客区分管理信託」という。）に係る契約は、次に掲げる要件のすべてを満たさなければならない。

一～三 (略)

四 金融商品取引業者等が次に掲げる要件に該当することとなった場合には、弁護士等である受益者代理人のみがその権限を行使するものであること（当該受益者代理人が、他の受益者代理人が権限を行使することを認める場合を除く。）。

イ～ホ (略)

へ 内閣総理大臣が、裁判所に対し、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第四百九十条第一項の規定による破産手続開始の申立てを行ったとき。

ト (略)

五～十五 (略)

2～4 (略)